

令和5年度第2回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和5年8月30日（水） 午前10時～

場所 海老名市役所7階 705会議室

1 開会

2 あいさつ

3 事業視察の報告について

- (1) えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト 資料1-1
- (2) えびなユース合唱プロジェクト 資料1-2
- (3) えびなアレルギーサークルデイジー 資料1-3
- (4) 特定非営利活動法人おおきな木 資料1-4
- (5) ABLAZE神奈川 資料1-5
- (6) Root 資料1-6

4 議題

- (1) 令和6年度市民活動推進補助金「審査申込の手引き」について . . 資料2
- (2) 市民活動推進補助金の広報・PR方法について 資料3
- (3) 市民活動団体の展示会について 資料4
- (4) 市民活動推進補助金交付団体に対するアンケート調査について . . 資料5

5 その他

6 閉会

令和 5 年度海老名市市民活動推進補助金

交付団体事業視察 報告書

1 団体

えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト

2 事業概要

(1) 事業名称

オーガニック地場旬野菜食べつくし使いこなし講座－夏編－

(2) 交付金額

100,000円（入門編）

(3) 事業内容

海老名市にあるオーガニック農家「楽菜ファーム」の野菜と市販の野菜を食べ比べし味の違いを感じてみよう！旬野菜を使った野菜料理の実習を行います。

3 視察詳細

(1) 日時

令和 5 年 7 月 5 日（水） 10：00～12：30

(2) 場所

えびな市民活動センター ビナレッジ 3 F 調理室

(3) 出席者

市民活動推進委員 1 名 大島委員

市民活動推進課 1 名 山田

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は12名。1テーブル3名体制で実施し、各テーブルに団体会員が補佐に入っていた。うち4名は男性。12名のうち4名は市内農家。
- (2) 調理実習の先生は野菜だいすきファーム（川崎市の団体）の2名。
- (3) 先生からの指示がうまく伝わらず、どういった調理方法なのか各テーブルは混乱していた。
- (4) 提供された料理のボリュームから参加費300円は格安であった。
- (5) 質疑応答では参加者から「オーガニックの野菜の味をはっきり感じた」「野菜が新鮮だと味付けが不要だと感じた」など感想が述べられた。
- (6) 当団体はほかにも映画会を予定しているため、視察対応したい。

【参考】

① 開催時の様子



②調理実習時の様子



③ 成果品



令和 5 年度海老名市市民活動推進補助金

交付団体事業視察 報告書

1 団体

えびなユース合唱プロジェクト

2 事業概要

(1) 事業名称

ユース合唱フェスティバルえびな vol. 4 ～みんなで歌おう！混声 4 部合唱～

(2) 交付金額

200,000 円

(3) 事業内容

1年に1度、若い合唱人と合唱の楽しさを分かち合う合唱祭、『ユース合唱フェスティバル』を開催する。合唱祭やそれに付随するワークショップ、合同の練習会などを企画・運営する。

3 視察詳細

(1) 日時

令和 5 年 7 月 8 日（土） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場所

海老名市文化会館大ホール

(3) 出席者

渋谷委員長、木下委員（川田委員は急遽欠席）

近藤課長、栗秋

4 当日の様子、所見

(1) 参加者は出演者を含めて、200 名ほどだった。

(2) 大谷・今泉中学校合唱部の部活動の成果を発表する場ともなっており、保護者も出席し楽しんでいった。また、その他の様々な種類の合唱団体も参加していた。

(3) ヴァイオリンとピアノ演奏家の単独演奏もあり、合唱だけではなく音楽芸術にも触れることができた。

(4) 作曲者が来賓として出席しており、終盤には壇上へ登壇してもらった場面があり、交流を深めていた。

(5) 合唱祭全体を通して、芸術文化活動への理解や好奇心を助長しているものと感じた。

(6) 最後には演奏家と参加団体が合同で合唱・演奏をしており、音楽をとおして交流し、合唱文化の普及を目指す内容となっており、補助金交付事業に相応しいものとする。

【参考】写真



チラシ

みんなて歌おう！混声4部合唱

ユース合唱フェスティバルえびな vol.4

【プログラム予定】

- 海老名市ゆかりの合唱団による演奏
- 合唱の文化を伝える「合唱の文化を伝える」
- 合唱の文化を伝える「合唱の文化を伝える」
- 合唱の文化を伝える「合唱の文化を伝える」

2023年7月8日(土) 13:00開演 13:30閉演

海老名市文化会館 大ホール 入場料 1,000円(自由席)・高校生以下無料

主催・お問い合わせ：えびなユース合唱プロジェクト 監修 柳田 隆雄
Mail: ebina.youthchoir.project@gmail.com Twitter: @ebina_ychoir_jp

次回予告

ユース合唱フェスティバルえびな vol.5
～そのたびに はじめまして～

2025年2月ごろ
海老名市文化会館
予定

【合同演奏曲目予定】

- 常和歌子の続による混声合唱曲集「寄任殿」より
- リフレイン (一休西子ピアノ伴奏版)
- 常和歌子 混声合唱曲集

ほか

主催・問い合わせ：えびなユース合唱プロジェクト
Mail: ebina.youthchoir.project@gmail.com
Twitter: @ebina_ychoir_jp

令和 5 年度海老名市市民活動推進補助金交付団体事業視察 報告書

1 団体

えびなアレルギーサークル デイジー

2 事業概要

(1) 事業名称

アレルギー講習会

～アレルギーをもつ子どもと災害時避難、避難所についてみんなで考えよう～

(2) 交付金額

175,000円（充実編）

(3) 事業内容

具体的な避難所生活にポイントを絞り、災害時の配給食や備蓄、避難所運営に関わるアレルギー対策、対応実態などを学ぶ講習会の開催。

3 視察詳細

(1) 日時

令和 5 年 7 月 9 日（日） 午後 2 時から午後 4 時まで

(2) 会場

海老名市総合福祉会館

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員

欠席

イ 市民相談課（1名）

三輪課長補佐

ウ 市民活動推進課（1名）

近藤

エ その他

保育・幼稚園課 管理栄養士や民間保育園調理師が自主的に参加していた。

4 当日の様子、所見

(1) 参加者は約20名。会員の参加が多いと思慮されるが、会員以外の方もいたようであった。

(2) 講演は2部構成となっており、講師は第1部でNPO法人アレルギーを考える母の会の園部代表理事、第2部は当市危機管理課 野村主事。

（裏面へ）

- (3) 内容としては、第1部でNPO法人アレルギーを考える母の会の国との関わり、全国で発災した自然災害における避難所などでのアレルギー対策の実態について、第2部で海老名市の大規模地震対応について、それぞれ講演が行われた。
- (4) 災害対応におけるアレルギー対策が全国自治体で進捗していない状況があること、被災時の備蓄についても各自治体に較差があること、全国の自治体状況から海老名市の対策はこれまでの教訓により進んでいる状況があることなどが理解できた。
- (5) アレルギー対策への理解を進めること、被災時には要配慮者対応は一般的に進めなければいけない課題が多いことなど、避難所での対策は、被災者、支援者、行政関係なく理解を深めていかなければいけない内容であることから、補助金交付事業に相応しいものとする。

【参考】講演会開催時の写真



令和 5 年度海老名市市民活動推進補助金

交付団体事業視察 報告書

1 団体

特定非営利活動法人 おおきな木

2 事業概要

(1) 事業名称

参加型音楽活動「ドラムサークル」でつながろう！

(2) 交付金額

300,000円（自立編）

(3) 事業内容

障がい、音楽経験の有無に関わらず、誰もが対等な立場で参加することができるドラムサークルを社会に広める（年12回）

3 視察詳細

(1) 日時

令和 5 年 7 月 17 日（月・祝） 13：30～14：30

(2) 場所

海老名市立 わかば会館

(3) 出席者

市民活動推進委員 3 名 大島委員、児島委員、塩地委員

障がい福祉課 1 名 石黒課長

市民活動推進課 2 名 近藤課長、中村

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者約20名のうち、半数が当該事業への初参加者であり、年齢層及び男女比率に偏りは見られず、幅広く周知されている事業だと感じた。
- (2) 講師の指示に従い、音の大小、太鼓を叩く速さを調節していた。
- (3) 講師をはじめ、参加者同士をニックネームで呼び合い交流を深めていた。
- (4) 当該団体への補助金交付は、令和5年度で終了となるが、引き続き活動の様子を伺い、補助金交付終了後の実施例にできると良い。

【参考】

① 演奏中の様子



② 楽器（一部）



令和 5 年度海老名市市民活動推進補助金

交付団体事業視察 報告書

1 団体

ABLAZE神奈川

2 事業概要

(1) 事業名称

えびなドッジボール教室

(2) 交付金額

100,000円 (入門編)

(3) 事業内容

幼児期から様々なスポーツや運動に触れてもらう機会を設け、体を動かし球技の楽しさを知ってもらうことを目的に、ドッジボール教室を実施する。

3 視察詳細

(1) 日時

令和 5 年 8 月 27 日 (日) 9:30~10:30 (うち、視察時間は 9:50~10:20)

(2) 場所

海老名運動公園 大体育室

(3) 出席者

市民活動推進委員 2名 瀬戸副委員長、大島委員

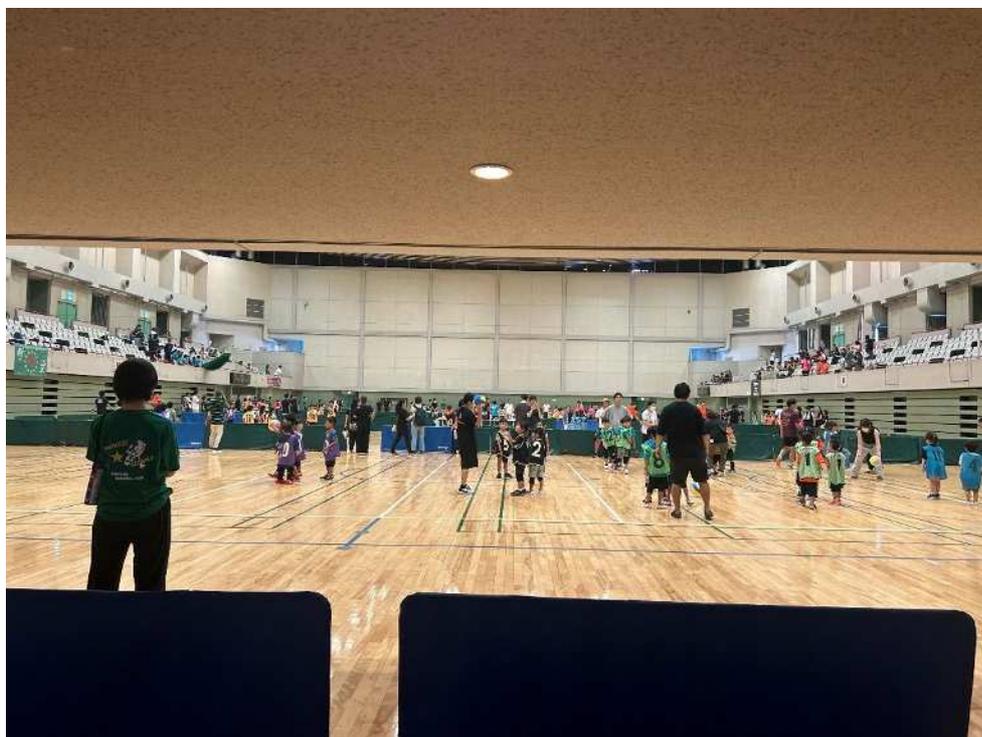
文化スポーツ課 1名 中村主任主事

市民活動推進課 1名 中村

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は幼児から小学生の約30名。同会場では当該団体の事業のほかに、海老名市ドッジボール協会主催の大会が開催されていた。
- (2) 会場については、海老名市ドッジボール協会の減免利用している大体育室を間借りするような形で実施していた。
- (3) 補助金申請時から計画が変更となり、今回で2回目の実施。講師は1名（幼稚園教諭）のみであった。
- (4) 実施内容については、主に参加者同士が向かい合い、ボールを投げて遊ぶレクリエーションのような形で実施していた。
- (5) 第三者の目線から確認すると、誰がこの教室の講師なのか、どのような動きをしているのか分かりづらかったため、講師、実施内容について明確にすると、事業がより良くなると感じた。

【参考（会場内の様子）】



令和 5 年度海老名市市民活動推進補助金

交付団体事業視察 報告書

1 団体

Root

2 事業概要

(1) 事業名称

健康増進や疾病予防を目的とした健康講座

(2) 交付金額

74,000円（充実編）

(3) 事業内容

高齢化社会の中で疾病予防を図るとともに、通いの場を提供できるような健康講座を実施する。

3 視察詳細

(1) 日時

令和 5 年 8 月 27 日（日） 11 : 00 ~ 12 : 00

(2) 場所

勝瀬文化センター

(3) 出席者

市民活動推進委員 2 名 大島委員、塩地委員

市民活動推進課 1 名 中村

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は合計11名。女性の参加者が多い印象であった。
- (2) 団体代表者が講師を務め、他スタッフ1名の体制で実施。パワーポイントを使用しテーマの内容について説明、呼吸量チェック等その都度実践し、体験しながら学ぶことができる内容であった。
- (3) 団体代表者に講座の周知方法について伺ったところ、「広報えびな等を活用しPRを行っているが、実際の参加者としてはリピーターが多い」とのことであった。
- (4) 講座の内容として、健康増進に寄与できる補助金交付事業に相応しいものであると感じた一方で、今後、団体の自立を目指すためには、新規の参加者の獲得が課題になると考える。

【参考（講座のようす）】





海老名市市民活動推進補助金 審査申込の手引き



令和5年11月

海老名市 市民活動推進課

【目次】

1	海老名市市民活動推進補助金とは	・・・	1	P
2	補助金の交付に関する全体スケジュール	・・・	2	P
3	対象団体	・・・	3	P
4	対象事業	・・・	3	P
5	補助金額	・・・	4	P
6	対象経費	・・・	5	P
7	提出書類	・・・	6	P
8	申込の手順	・・・	7	P
9	委員からの事前質問に対する回答の作成	・・・	7	P
10	審査の方法と基準	・・・	8	P
11	認定後の流れ	・・・	9	P
12	事業変更の制限	・・・	9	P
13	事業の実施	・・・	10	P
14	実績報告	・・・	10	P
15	補助金額の確定	・・・	11	P
16	その他（制度の紹介）	・・・	11	P
17	お問合せ先（担当課）	・・・	12	P
参考	団体別交付実績	・・・	13	P ～ 14 P

1

海老名市市民活動推進補助金とは

海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を財政的に支援する制度です。

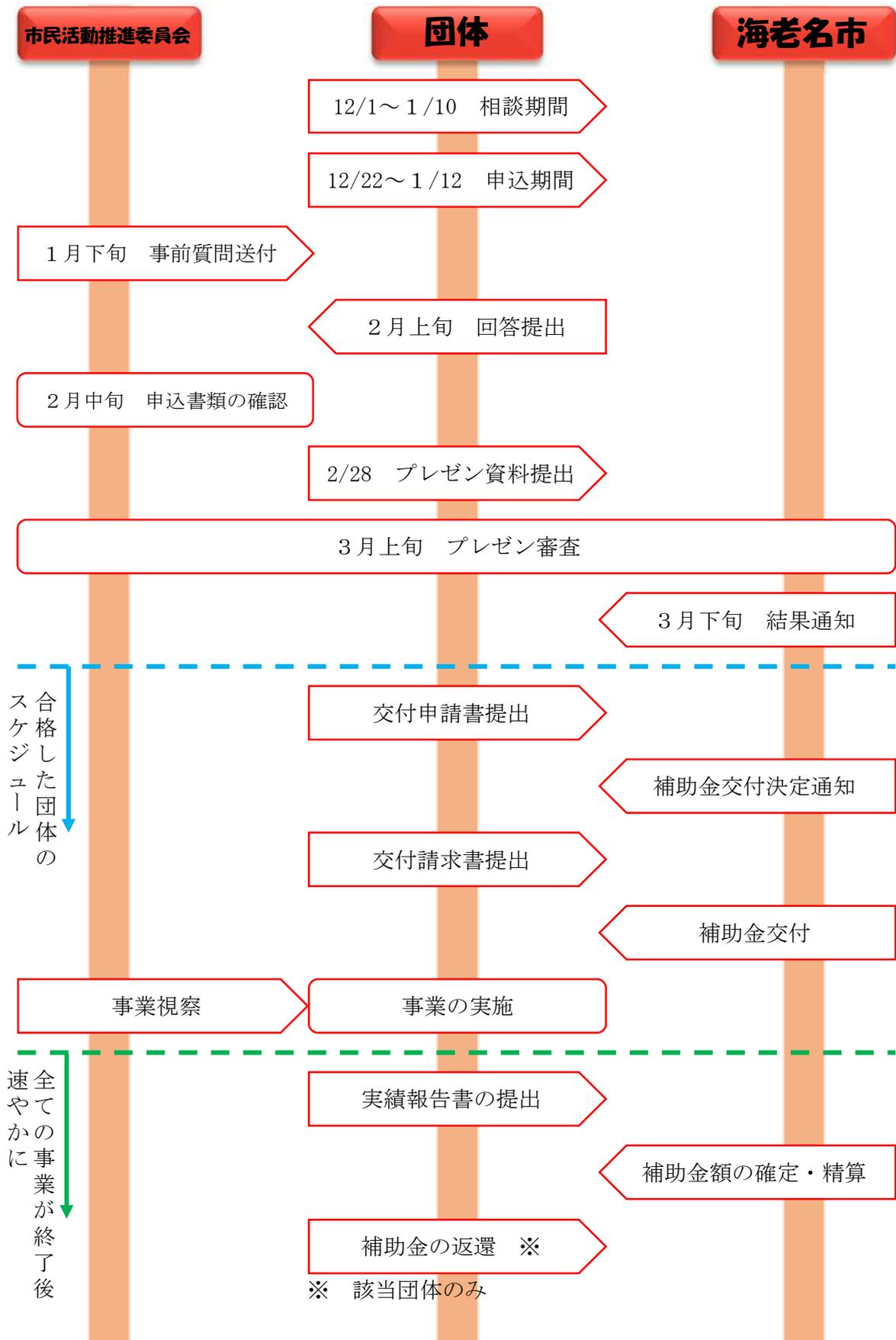
※ サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は対象外です。

〈過去の交付事業（一例）〉

	事業内容
①	子供食堂事業 子供食堂（食事の提供とその後の遊びの場の提供、学習支援、絵本の読み聞かせなど）の実施
②	がんサロン事業 おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会の実施
③	自主夜間中学事業 週2回、退職教員等による小中学校レベルの5教科の支援
④	アレルギー講習会事業 正しい理解と除去食の工夫、スキンケア、緊急時エピペン実習
⑤	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の苦悩を伝え、発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	鯉のぼり事業 地域の人々との交流を通じて、地域の融和と活性化を図る。昔ながらの風物詩を継続し、見る人に楽しんでいただく。
⑦	LGBT啓発活動事業 「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」と題し、LGBTについての映画上映及び講演会の実施
⑧	えびなベートーヴェンコンサート 運命&第九 合唱団を公募し、プロのオーケストラの演奏をバックに市民参加型の第九演奏会を作り上げる。
⑨	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成事業 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	EXPO事業 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。

2

補助金の交付に関する全体スケジュール



3

対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- 1 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施している
- 2 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者である
- 3 審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できる
- 4 団体の運営に際し、自主財源（会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募ったりするなど、団体の運営について自立しようとしている

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。

<事業例>

- ・医療、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・姉妹都市交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など



4

対象事業

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- 1 主として海老名市内で行われる事業
- 2 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- 3 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に実施する事業

ただし、次の要素が含まれる事業は対象になりません。

- 1 営利を目的とする事業
- 2 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - (1) 宗教の教義を広めること。
 - (2) 宗教の儀式行事を行うこと。
 - (3) 宗教の信者を教化育成すること。
- 3 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- 4 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- 5 海老名市の、他の補助制度を利用している事業
- 6 **趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動**

5

補助金額

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
交付回数	1 団体につき 1 回のみ	1 団体につき 2 回まで	1 団体につき 3 回まで

《留意事項》

- 原則「 入門編 ⇒ 充実編 ⇒ 自立編 」の順で申請してください。
 - 区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻り申請することはできません。
- 例) 令和元年に初めて自立編の交付を受けた団体は、入門編・充実編に戻り申請することができなくなります。
- 当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対して、別の事業であっても交付できません。
 - 既に交付を受けている団体は13頁「団体別交付実績」のとおりです。
 - 審査申込時の金額から減額して交付する場合がございます
 - 海老名市市民活動推進委員会の審査によって、審査申込時から区分を変更させていただく場合がございます。
 - 交付金額は、千円未満切り捨てとします。

6

対象経費

1 対象となる経費

当補助金の対象となる経費は、次に掲げる事業を実施するために直接必要な経費となります。

《対象となる経費の例》

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※ スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等に対する、事業実施会場までの交通費や宿泊費
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※ スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※ 通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料・賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※ 事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	取得価格（税込）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（税込）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの

※ 海老名市市民活動推進委員会により、対象経費と認められない場合がございます。

2 対象とならない経費

次に掲げる経費は補助金の対象になりません。

《対象とならない経費の例》

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費等
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレット代、構成員への郵送料等
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打合せ時の飲食費等
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼等

1 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・ 「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・ 「補助金交付審査申込額」は、申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・ 「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
- ・ 「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。

2 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・ 金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
※ これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合を取ってください。
- ・ 本紙「4対象となる経費」と「5対象とならない経費」を参考にご記入ください。
- ・ 補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

3 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・ 団体の活動内容を記入してください。
- ・ 決算資料は、最新のものをご記入ください。

4 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・ 必ず最新のものをご提出ください。
- ・ 同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

5 団体の会員名簿又はこれに類するもの

- ・ 必ず最新のものをご提出ください。

6 団体の活動がわかる書類

- ・ 会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。



8

申込の手順

1 個別相談について

制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を承ります。なお、当補助金に初めて申込する団体は必ず相談をお受けください。

《個別相談の詳細》

項目	詳細
日程	令和5年12月1日（金）～令和6年1月10日（水） ※ 土曜開庁日以外の土日を除く
時間	9:00～17:00
場所	海老名市役所5階 市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・制度についてさらに詳細を知りたい ・自分たちの事業が、補助金の対象になりそうか ・申込書の書き方について教えてほしい ・補助金の対象となる経費について教えてほしい など
予約方法	事前予約制 電話または市ホームページのお問い合わせフォームから

2 審査申込について

事前に市民活動推進課へ案を提出し、書類のチェックを受けてからご提出ください。

《審査申込の詳細》

項目	詳細
方法	申込書類を郵送、持参または電子データによる提出
期間	令和5年12月22日（金）～令和6年1月12日（金） ※ 土日を除く
時間	9:00～17:00
提出書類	6頁「⑦提出書類」一式

9

委員からの事前質問に対する回答の作成

海老名市市民活動推進委員は、各団体から提出のあった申込書類に対する事前質問を、1月下旬に申請団体に送付します。委員の質問に対しては、指定する期限までに回答ください。非常にタイトなスケジュールとなりますが、質問に対する回答を基に、令和6年2月に開催する海老名市市民活動推進委員会において書類確認を実施しますので、期限厳守でお願いいたします。

10

審査の方法と基準

補助事業の審査は、全ての審査申込団体を対象としたプレゼンテーション審査によって行われます。審査員は公募委員等で構成された海老名市市民活動推進委員会が行い、9項目の基準で採点し、45点満点中平均点が27点以上の団体が合格となります。

《プレゼンテーション審査の詳細》

項目	詳細
開催日	令和6年3月上旬 ※日程が決まり次第改めてお知らせします。
会場	海老名市役所会議室、ビナレッジなど ※決まり次第改めてお知らせします。
資料等	審査で使用する資料は、事前に提出してください。 【提出期限】 令和6年2月28日（水）
審査方法	各団体の発表時間7分間＋質疑応答8分間 の計15分
審査結果	合否に関わらず、3月下旬ごろまでに通知します。
その他	・PC、プロジェクター、マイクは、市で用意します。 ・この審査は一般公開され、どなたでも傍聴が可能です。

《審査基準》

審査基準	審査の視点	点数
公益性	多くの市民が事業の効果を受けられるか	5点
自立性	資金について補助金だけでなく、団体の運営費を持っているか	5点
計画性	事業の計画に無理がなく、実現可能であるか	5点
	事業の予算に無理がなく、積算も適正であるか	5点
発展性	この補助金をきっかけに、事業や団体が発展できるか	5点
地域性	市民や地域ニーズを的確にとらえた、社会的に必要性があるか	5点
先駆性・独創性	新しい取り組みで、行政が実施する場合とは違う手段や効果を期待できるか	5点
団体能力	事業を実施する上で、必要な能力（知識、人材など）を備えているか	5点
熱意・意欲	団体の熱意や意欲が感じられるか	5点

《採点基準》

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというが良い	普通	どちらかというが悪い	悪い

11

認定後の流れ

1 認定通知（海老名市）

プレゼンテーション審査の結果に基づき、合格団体に対して認定通知を送付します。また、不合格団体へは「理由」「アドバイス」を付して通知します。

2 補助金交付申請書の提出（団体）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）

3 補助金交付決定通知（海老名市）

海老名市長は、交付申請があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し通知します。

4 補助金請求書の提出（団体）

補助金交付決定通知を受けた団体は、補助金を定められた様式によって海老名市に請求します。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）

5 補助金交付（海老名市）

適正な請求がなされてから、1か月程度で指定された口座に入金します。

《留意事項》

- 1 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差があり、事業実施が困難だと判断した場合は、補助金交付を辞退することができます。
- 2 その他詳細は、合格団体へ個別に連絡を行います。

12

事業変更の制限

補助の決定を受けた事業は、補助金の交付を辞退する以外に、その内容及び予算の配分を変更(廃止)することはできませんので、事業の内容・予算は、審査申込時に十分検討してください。なお、特別な事情がある場合は、事前に相談してください。

ただし、市民活動推進委員会で認められた場合のみ、事業を中止した場合であっても、交付回数に含めないこととします。

《過去に認められた例》

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業中止

13

事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。なお、次の点について留意してください。

《留意事項》

- 1 チラシ・ポスター・パンフレット等には、次の文言を明記してください。
「この事業は、海老名市市民活動推進補助金の交付対象事業です。」
- 2 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書（レシート）については、実績報告で確認いたしますので、大切に保管してください。また、改めて確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から5年間は保存してください。
- 3 海老名市市民活動推進委員会は原則全ての事業を視察しますので、ご協力をお願いいたします。

《事業視察について》

海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、ご対応をお願いいたします。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細を連絡いたします。なお、**事業の参加費等**については、視察としてお伺いいたしますので**お支払いできません。**

14

実績報告

全ての事業が終了後、速やかに実績報告を行ってください。

《実績報告の詳細》

項目	詳細
提出書類	1 海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式） 2 海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式） 3 領収書等一式 4 事業に使用した資料 など（当日の配布物など）
提出期限	全ての事業終了後 20日以内

- ※ 事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。
- ※ 実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

15

補助金額の確定

1 補助金額の確定と精算

海老名市は、実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定し通知します。その際、残額が生じた場合は、返還していただきます。

2 補助金の返還

前述したほか、次に掲げる内容に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき

16

その他（制度の紹介）

1 海老名市市民活動推進補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

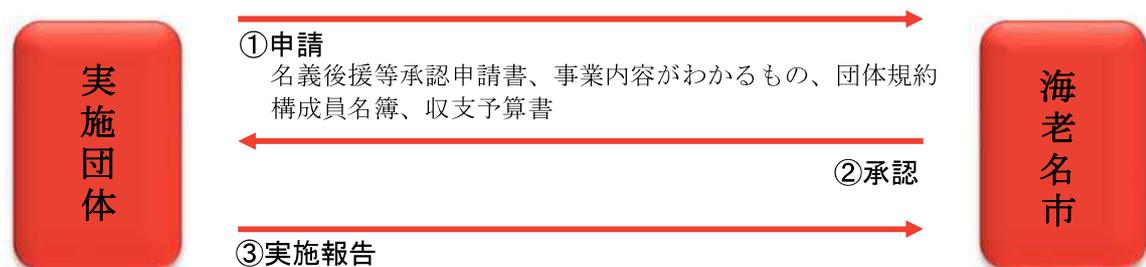
《留意事項》

- (1) 団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
- (2) 他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象になりません。
- (3) 団体で発生した全ての事故が対象ではございませんので、万が一の事態に備え各団体で対応をお願いいたします。
- (4) その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

2 海老名市名義後援等

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。

《申請の流れ》



その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

制度に係るご不明な点等については、お気軽にお問合せください。



お問合せ先

海老名市 市民協働部 市民活動推進課

【所在地】 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所5階

【TEL】 (046)235-4794

【FAX】 (046)231-2670



インターネットからのお問合せは、QRコードを読み取った後、ページ下部の「[☒お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)」というリンクからご連絡ください。

参考

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編		自立編		
1	ABLAZE神奈川	R 5					
2	生きがい発見塾	H23			H26	H27	H28
3	IDEA education				H29		
4	えびなアレルギーサークル デイジー	H30	R 5				
5	えびなえんぴつの会	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	
6	（一社）海老名扇町エリアマネジメント				H30		
7	Women's life care		R 4				
8	海老名おやじの会	H31					
9	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	H29			H30		
10	海老名里山づくりボランティア山仕事の会				H22	H23	H24
11	海老名女性支援電話「そよ風」				H22	H23	H26
12	（公社）海老名青年会議所				H27		
13	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25					
14	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会				H27	H28	H29
15	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会				H30	R 4	
16	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校				H28	H29	H30
17	海老名のら猫を増やさない会	R 4					
18	えびなパソコンサポートボランティア				H26	H27	H28
19	えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト	R 5					
20	えびなメサイアの会	R 3	R 5				
21	えびなユース合唱プロジェクト	R 4					
22	特定非営利活動法人おおきな木				R 3	R 4	R 5
23	大谷四区親睦会	H29			H30	H31	
24	かながわ子育て情報局				H22	H23	H24
25	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R 2					
26	特定非営利活動法人 grand-mere				H28	H31	R 2
27	河骨保護の会				H23	H31	
28	公民館まつり実行委員会				H26		
29	子育て応援情報「Laugh!」				R 3		
30	混合療育を考える会				H23	H24	H25
31	相模国分寺跡の景観を守る会	R 5					
32	Sapling Music Park Ebina				H25	H26	H27
33	シエスタラボ	H30					
34	生涯学習研究発表会実行委員会				H25		
35	それいけ！ママフェスタ実行委員会				H30		
36	男女平等市民の会・海老名	H29			H31	R 3	

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編		自立編		
37	テクノガーデンEBINA	R 4					
38	と金ネットワーク				H25		
39	永池川川歩きの会	H29					
40	Piccolini	H30					
41	福島と海老名の子ども交流実行委員会				H27	H30	
42	フリースクール SACHI station	R 5					
43	ほっとフェスタ実行委員会				H31	※	
44	まなピタネット	R 3	R 4	R 5			
45	特定非営利活動法人南えびなスポーツクラブ	R 5					
46	みんご倶楽部	※					
47	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	H28			H29		
48	ライブビートストリート海老名	H22			H23	H24	
49	リーベン	H27					
50	Root	R 4	R 5				

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した事業中止のため、交付回数には計上いたしません。

市民活動推進補助金の広報・PR方法について

1 周知方法について

ポスター、チラシ、手引き等を市内公共施設等に配架する。また、HP及びえびなメール等の電子媒体を活用する。

2 周知場所等

(1) 海老名市の広報媒体の活用

1	広報えびな11/15号	5	市Instagram
2	市HP	6	デジタルサイネージ(駅間)
3	えびなメール配信	7	デジタルサイネージ(中央図書館)
4	市FaceBook	8	デジタルサイネージ(市役所1階)

(2) ポスターの掲示

1	市役所(1階・市民活動推進課)	11	イオン海老名店
2	ビナレッジ・ビナスポ	12	マルイファミリー海老名
3	コミセン・文化センター(12館)	13	ららぽーと海老名
4	海老名市文化会館	14	クリエイトエス・ディー(7店舗)
5	北部公園体育館	15	フードワン海老名店
6	海老名運動公園体育館	16	銀行①JAさがみ(4店舗)
7	総合福祉会館	17	銀行②横浜銀行(3店舗)
8	こどもセンター	18	銀行③横浜信用金庫(2店舗)
9	海老名駅行政掲示板(4か所)	19	銀行④海老名郵便局(2店舗)
10	海老名商工会議所	20	銀行⑤城南信用金庫 海老名支店

(3) その他

1	市内NPO団体への通知	3	過去交付団体へ通知
2	ビナレッジ登録団体へ通知		

3 その他

ポスター設置個所については、随時模索しより多くの店舗に御協力いただけるよう依頼していく。

海老名市市民活動団体展示会 実施要領

1 目的

海老名市内で活動する市民活動団体の活動内容を展示形式で紹介すること（以下「展示会」という。）で、市民活動団体同士がつながりを持てる機会とし、団体同士が相互に参考となる事項の共有を図ります。ひいては、団体同士で連携した活動への発展も期待できます。また、市民活動推進補助制度の周知強化の機会とし、さらなる補助制度の活用を図ります。

あわせて、これまで市民活動に参加されていない市民にも、市民活動団体の存在を知っていただき、市民活動への新たな参加者を増やすことも目指します。以上をもって、海老名市の市民活動の活性化を目的とします。

2 参加対象団体

- (1) 海老名市市民活動推進補助金の交付を受けたことがある団体
- (2) 海老名市市民活動推進補助金の交付審査の申請を検討している団体

※ (2)の団体は、補助金交付要件に準じて参加の可否を判断します。

3 展示方法

- (1) 展示する内容（展示物）は自由ですが、活動内容が分かるものを展示してください。（例：日頃の活動の写真、事業のチラシ等）
- (2) 各団体1パネルを目安に展示を行います。

4 参加方法

展示を希望する団体は、次の書類を定められた期間までに提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 市民活動団体展示会申込書
 - イ 団体の役員名簿

(2) 提出方法

紙、電子媒体問わず市民活動推進課まで

5 参加決定について

申し込みのあった団体に対して、参加の決定・不決定問わず通知します。

6 展示資料について

参加決定を通知された団体は、定められた期間までに展示資料を提出してください。

7 提出先

〒243-0492

海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所市民活動推進課 宛て

8 留意事項

- (1) 展示会の参加に伴う費用（展示資料の作成費等）は団体負担とします。
- (2) 展示スペースは展示決定団体数により、調整させていただく場合があります。
- (3) 会員募集のみを目的とした内容は展示できません。
- (4) 展示会の参加可否に応じて海老名市市民活動推進補助金の交付可否が判断されるものではありません。

市民活動推進補助金交付団体に対するアンケート調査について

1 目的

平成22年から運用を開始した当制度について、市民活動の発展をさらに促進し、より良い制度とするため、当制度の交付対象となった団体に対して調査を実施する。

2 調査方法

アンケート（内容は裏面記載）を交付団体に配布する。

※ 提出方法は問わない。

3 調査期間

令和5年9月13日（水）～10月18日（水）までの1か月間

4 対象団体数

50団体

5 集計結果について

次回、推進委員会で御報告いたします。

海老名市市民活動推進補助金アンケート

団体名	回答者氏名	電話番号

※ ご記入いただいた内容は、海老名市市民活動推進補助金制度の運用に関わることにのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。制度のさらなる発展のため、個人情報を除きいただいたご意見をHP等で紹介させていただく場合がございます。

1 <u>当補助金を活用し良かった点とその理由を教えてください</u>
2 <u>当補助金制度について、改善点がございましたらご記入ください。</u>
3 <u>当補助金の交付終了後も事業を継続して実施していますか。</u> はい・いいえ (実施している場合は詳細、実施していない場合は理由を御記入ください)
4 <u>当補助金の交付終了後に団体に変化はございましたか。</u>